

熊本県監査委員公告第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 5 年（2023 年）9 月 11 日から 11 月 21 日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事、熊本県教育長及び熊本県公安委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）8 月 6 日

熊本県監査委員	藤 井 一 恵
同	竹 中 潮
同	城 下 広 作
同	河 津 修 司

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
健康福祉部 福祉総合相 談所	（最低賃金減額特例申請の事務処理について） 夜間警備等を行う会計年度職員の報酬について、最低賃金減額の特例申請が遅れたため、許可日までの一部期間の報酬が最低賃金を下回っているとして、労働基準監督署の是正勧告を受け、報酬を追加で支払っている。 労働基準法等に基づき、適切な時期に事務処理を行うこと。	4月1日から最低賃金の減額特例許可を受けるため、3月15日までには特例許可の申請を行う。 ＜令和5年度分＞ 令和5年3月14日に申請書を提出し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間で許可済み。 ＜令和6年度分＞ 令和6年3月4日に申請書を提出し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間で許可済み。
健康福祉部 八代児童相 談所	（職員の交通事故について） 私用中に司法処分が科された人身事故が 1 件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	県南広域本部が実施する警察官を講師とする交通安全研修や無事故・無違反運動に参加するとともに、出張時等における職員間での注意喚起を継続して行っている。 また、所内会議等さまざまな機会を通じて交通事故・違反の防止、飲酒運転の根絶、安全運転の励行等と呼びかけ、職員の交通安全に対する更なる意識の向上に取り組んでいる。

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
健康福祉部 こども総合 療育センタ ー	(賄材料費の誤払について) 令和4年度(2022年度)に 支払いのチェック体制を見 直したものの、その後再び、 金額の誤入力により支払不 足となり、後日、不足額を 支払っているものがある。 支払手続においては、組 織的チェックを更に徹底 し、誤払いの防止に努める こと。	担当者から決裁権者に至る全職員で、関係書 類の突合確認を行うことについて、再度徹底した (見積額、負担行為額、請求額、支出命令額)。 また、全職員に対して、経理事務についての研 修を行い、適正な会計事務処理の周知徹底を図 った。
商工労働部 技術短期大 学校	(入札手続の誤りにについて) 一般競争入札事務につい て、次の課題がある。 (1)施設管理業務委託にお いて、入札の際、最低制限 価格を誤っていたため、落 札者決定を取消し、入札を やり直している。 (2)空調整備等保守点検業 務委託において、入札公告 の際、仕様書の記載を誤っ ていたため、入札を取止め、 再度入札を行っている。 入札事務について、組織 的なチェックを徹底し、再 発防止に努めること。	(1)について、予定価格調書の計算式の記入欄 に記入すべき項目名(どの金額か)を明記し、決裁 前に3名以上でチェックすることとした。 (2)について、施行伺い時に前年度ファイルを確認 し、引継ぎ事項があれば反映されているかを2 名以上で確認することとした。(毎年度実施してい る委託事業すべてについて実施。)

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
農林水産部 農業研究センター	(職員の交通事故について) 私用車による公務出張中に司法処分が科された人身事故が1件、公用車による過失割合の高い人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	・各研究所の職員会議等において、所属職員に対して交通事故防止の啓発を継続的に行っている。 ・交通安全対策検討委員会を開催し、事故や違反の情報を共有するとともに、各研究所へも注意喚起を行った。 ・交通安全のルール等重点事項を各所属へメール送信し、周知を図った。 <新たな取り組み> 令和5年10月から危険予測トレーニングを全研究所で毎月実施。危険箇所等を各自で考え、部・研究所の各課・室で話し合う場を持つことで、新たな気付きと運転操作技術の向上を図っている。
教育委員会 図書館	(修理等に係る支払遅延について) 令和3年度(2021年度)に支払遅延があり、令和4年度(2022年度)についても、再び、トイレ漏水修理等3件の支払が遅れたため、遅延利息が発生している。 支払手続においては、組織的なチェックを更に徹底し、支払遅延の防止に努めること。	更なる組織的なチェック体制を構築するため、これまでの取組に加え、令和5年度(2023年度)から新たに以下の取組による支払遅延防止策を講じた。 ・事業担当者による請求書の受領を禁止し、業者からの請求書提出先を総務課長に一元化した。 ・総務課長は、請求書受領後、グループウェア内個人ポータル「タスクリスト」に請求書情報を登録し、総務課全員で請求書受領、支払期限等を共有するとともに、総務課長が事業点検表、財務会計システムによる支払状況の確認を行うなど、支出事務の進捗管理を重層的に行っている。
警察本部 熊本中央警察署	(公用車の毀損について) 公用車による過失割合が高く毀損額が大きい物損事故が1件、その他の過失割合が高い物損事故が3件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、 ・朝礼等の各種機会を通じた安全運転に資する指示・指導 ・天候、出張計画等の状況に応じた、幹部による具体的な注意喚起 ・同乗者と連携した車両停止措置等の安全確認の徹底 ・事故当事者及び若手職員を対象とした運転技能訓練 ・定期的な一斉車両点検 等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
警察本部 熊本北合志 警察署	(公用車及び行政財産の毀損等について) 公用車による過失割合が高く毀損額の大きい物損事故が1件、その他の公用車等の自損事故が5件発生している。 また、前者の物損事故により署内車庫の壁面が損傷している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。	本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、 ・朝礼等の各種機会を通じた安全運転に資する指示・指導 ・運転席からの死角を目視確認する等の公用車事故防止教養 ・同乗者による安全呼称の励行及び狭路や後退時における確実な誘導についての指示 ・幹部による運転前の事故防止に資する具体的な声かけ ・事故当事者及び若手職員を対象とした運転技能訓練 ・定期的な一斉車両点検 等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、公用車事故の絶無を図っていく。
警察本部 天草警察署	(船舶の毀損について) 県管理の船舶を座礁事故により毀損している。 運輸安全委員会の船舶事故調査報告書に基づき、再発防止策を講じること。	本件の発生原因の分析結果等を踏まえつつ、 ・外部機関の職員による教養 ・小型船舶操縦士の免許保有者を2人乗船させ、安全対策を強化 ・警備艇に備付けの海図を更新 ・出航前の海図等による水路確認、干出岩の確認等を複数人で実施 ・方位標識等が示す可航水域の確実な航行 ・操船、発着動作を重視した訓練による技術向上 等を行った。 今後も引き続き上記取組を継続し、船舶事故の絶無を図っていく。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの